

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所)

1 評価機関

名 称	NPO法人 ヒューマン・ネットワーク
所在地	千葉県船橋市丸山2-10-15
評価実施期間	平成29年 6月 5日~平成 29年 10月 2日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	野田市立福田保育所 ノダシリツフクダホイクショ		
所在地	〒278-0002 千葉県野田市木野崎1648-6		
交通手段	まめバス 福田保育所入口 徒歩1分		
電 話	04-7138-0577	FAX	04-7138-0577
ホームページ	特になし		
経営法人	野田市		
開設年月日	昭和54年4月1日		
併設しているサービス	特になし		

(2) サービス内容

対象地域	千葉県野田市							
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
	-	-	-	-	-	-	120	
敷地面積	3202.73㎡			保育面積		813.89㎡		
保育内容	0歳児保育		障がい児保育		延長保育		夜間保育	
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援	
健康管理	野田市が作成する年間保健計画により実施							
食事	完全給食(但し、土曜日のみ3歳以上児は弁当持参) アレルギー除去食の提供							
利用時間	午前7時から午後7時まで							
休 日	日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日~1月3日)							
地域との交流	世代間交流として近隣の小・中学生の体験学習や交流会 高齢者とのふれあい、園庭開放でのふれあい							
保護者会活動	定期的な保護者会活動、各係役員の集まり及び各種行事の参加							

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
		16	28	44
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	21	1	0	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	0	3	用務員 1	
	所長		朝時間指導員 2	
	1		昼時間指導員 6	
			長時間指導員 9	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	野田市児童家庭部保育課に入所申し込み	
申請窓口開設時間	月～金曜日（祝祭日、年末年始は除く）8時30分～17時15分	
申請時注意事項	児童及び保護者と面接を実施	
サービス決定までの時間	前月の10日までに申し込み。 15日頃選考会議で決定をし、翌月の1日から入所。	
入所相談	野田市役所保育課または保育所で随時受付。	
利用料金	保育料は、市民税等によって決定。	
食事料金	3歳以上児のみ主食費として400円/月。	
苦情対応	窓口設置	保育所：苦情受付担当：主任 苦情解決責任者：所長 野田市児童家庭部保育課
	第三者委員の設置	有り

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>★保育理念</p> <ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進していく。 <p>★基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭や地域との連携を図り、保護者の協力のもとに家庭教育の補充を行う。 子どもが健康・安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより健全な心身の発達を図る。 養育と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成する。 地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を果たす。
<p>特 徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自然豊かな環境を利用し、常に自然と触れ合い、季節感を体全体で感じる保育を心がけています。特に、体力づくりとして、散歩・ラジオ体操・マラソン・戸外遊びに力を入れて取り組んでいます。
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>★自然と触れ合う保育（散歩・戸外遊び・体力づくり）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一年を通し、近隣の公園へ散歩に出かけ、芝滑りやザリガニつりなどを体験しています。 <p>★思いやりを育てる保育（異年齢児ふれあい及び高齢者とのふれあい）</p> <ul style="list-style-type: none"> 異年齢児交流として、毎月の誕生会や季節ごとの製作、運動会などの行事を一緒にとりくんでいます。 地域の小中学生との交流や高齢者とのふれあい、園庭開放などの行事で、たくさんの人たちとふれあうことを大切にしています。 <p>★食育を取り入れる保育（野菜作り・クッキング）</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが育てた季節の野菜の生長過程の観察や、収穫した野菜のクッキングを通して、食べ物への関心や感謝の気持ちを育みます。

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
1. 四季折々の自然に触れる機会を通して学ぶ保育を実践している
園庭や近くの畑で野菜やサツマイモを栽培し、苗植えから水やりなどの世話や収穫を体験する中で、植物の生長過程を実体験として学ぶことが出来ている。収穫した野菜は給食室で調理し、味わうなど食育と連動した取り組みとなっている。保育所周辺は、自然環境に恵まれ、桜の時期の遊歩道、木の実の採取が出来る4号公園、虫やザリガニがいる里山公園、芝滑りが楽しめるスポーツ公園など季節や散歩のねらいに応じて目的地を選び積極的に散歩を取り入れている。自然の中で身体も心も心のびのびと過ごすことで、子どもたちの発見、好奇心、感動は更に広がり感性を育む保育に繋がっている。
2. 専門機関との連携や研修への積極的な参加を通し、職員の意識や専門性の向上が図られている
特別支援学校の「からだ支援、聴覚支援、見え方支援」や発達障がいの専門機関などと連携を図り、障がいに応じた個別訪問指導を受けている。担当保育士が共に指導を受けることで、子どもの関わり方や課題に対する方向性も見出すことが出来、障がいを持っている子どもへの支援がきめ細かく行われる要因となっている。研修は特別支援学校、野田市主催で年間13回行われ、複数参加が可能であり職員の子どもの理解や知識を得る機会となり実践に活かされている。専門家の指導内容は全職員で情報の共有が図られ、所内研修や職員の自主的な知識の習得により、職員の一人ひとりの意識も高くスキルアップに繋がっている。
3. 保護者への情報提供を緊密に行い信頼関係の向上に努めている
子どもの保育の充実を目指し、保護者への情報提供をしながら緊密な関係づくりを行っている。4月入所時に「入所のしおり」を配布して、「保育理念」「保育課程」「行事予定」「一日の流れ」など分かりやすい内容となっている。また、クラス別懇談会でも詳しく説明している。朝夕の送迎時に保護者と話し合い、「連絡ノート」の内容を掌握している。各クラスの前には「毎日の様子のお知らせノート」が置かれ、保育所での活動や連絡が記されている。保護者が安心して子どもをあずけられるように、信頼関係の向上に努めている。
さらに取り組みが望まれるところ
1. 子どもの主体性を尊重した保育環境の見直しを図ることを望む
各保育室には子どもの発達や興味、関心に即した遊具を用意しているが、子どもの要求に応じてその都度遊ぶ環境を設定する状態となっている。子どもが主体的に遊ぶ環境としていつでも遊びこめるコーナーの常設、仲間と楽しく過ごせる遊具や教具の配置など具体的な方策を見出すことを期待する。保育室の造りから問題点もあるが、保育所全体の課題として取り組むことを望む。
2. 市の計画に基づいて、当保育所の今年度の目標の具体化を取りまとめるよう期待する
保育所の事業計画はまとめていない。保育所では、重点取り組みとして、職員が楽しく生活することで、子どもと親にも楽しく生活することが理解されるようにする、などの活動目標を作成している。今後さらに「保育の質の向上」「職員の育成」「保護者との連携」などについて、市の計画に基づいて当保育所の昨年の運営評価を踏まえて今年度の目標の具体化を取りまとめるよう期待する。

(評価を受けて、受審事業者の取組み)

今回、第三者評価を受けたことは、日々の保育を見直しする良い機会となりました。

指摘された福田保育所の事業計画の作成については、よりよい保育の提供のため、作成に着手します。

また、「子どもの主体性を尊重した環境づくり」については、部屋の使い方を工夫し、あそびのコーナーの充実を図ることで、自主的におもちゃを選んであそびの展開ができるような環境づくりに努めます。

保護者アンケートの調査結果では、保護者の皆様に良い評価を頂くことができました。これからも安心してお子様を預けていただける保育所を目指し、福田保育所の保育を信頼していただけるような保育に日々取り組んでいきます。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果						
大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				■実施数	□未実施数	
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念や基本方針が明文化されている。	3		
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3		
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3		
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	3	1
				5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	
				7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	
				9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	
			職員の就業への配慮	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	
11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4					
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4		
			13 利用者満足の上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4		
			14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4		
			15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3		
		2 保育の質の確保	提供する保育の標準化	16 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	
				17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	
		3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	
				19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	
		4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価	20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	
				21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	3	2
22 身近な自然や地域社会と関わるような取組みがなされている。	4					
23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5					
24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6					
25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	2			1		
26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3					
27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3					
5 安全管理	環境と衛生	28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3			
		29 食育の推進に努めている。	5			
		30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3			
		31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4			
6 地域	地域子育て支援	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5			
		33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5			
計				125	4	

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 ■ 理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。
<p>(評価コメント) 理念は「一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え保育を通して、その福祉を積極的に増進していく」として野田市の保育所共通の内容である。福田保育所は独自のキーワードとして「自然と触れ合う保育」「思いやりを育てる保育」「食育を取り入れる保育」の3点を保育の目標としている。豊かな自然環境の中で、0～5歳児が触れ合い・交流を大切に思いやりの心を育むための保育を大切にしている。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント) 職員に福田保育所基本マニュアルを配布して全員が周知するようにしている。内容は「理念、基本方針」「保育目標」「保育課程」「職務分担」「児童憲章」「虐待を発見したフローチャート」「避難訓練計画」「災害対応マニュアル(地震・風水害)」「食中毒防止」「所内研修資料」など17項目以上に及んでいる。年度の初めに所内研修を行い、全員で理解を深めている。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント) 4月の入所児については、3月末に「入所のしおり」を基に保育理念や保育方針を伝えている。更に4月に開催するクラス別保護者懇談会でも、保育理念や保育方針の説明を行っている。懇談会に欠席した保護者には、後日、書類を渡し内容の共有を図っている。</p>	
4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> □ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている
<p>(評価コメント) 行政による保育のエンゼルプランが作られているが、保育所の事業計画はまとめていない。保育所では、重点取り組みとして①職員が楽しく生活することで、子どもと親にも楽しく生活することが理解されるようにする。②障がいを持つ子どもに、いたわることを大切に、思いやりの気持ちを持つことを目標としている。具体的な活動は、「子どもの姿」「行事予定」「給食」「避難訓練計画」など作成して取り組んでいるが、今後さらに保育所の事業計画として工夫することを期待する。</p>	
5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 ■ 方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。
<p>(評価コメント) 年度当初の職員会議で保育方針の共有を図っている。毎月の職員会議では、クラスごとの指導計画の振り返りや子どもの成長の報告をし、全職員で共有をしている。毎月の保育打ち合わせ会議では、「夏季の健康や衛生に気をつけて快適に過ごす」、利用者へのお知らせについて、「汗をかいており入浴、洗髪をしましょう」など話し合っている。ケース会議では、子どもの安全を守るために、「プールの監視、腕章、カラー帽の着用について徹底すること」など、指導計画の課題に対する適切な対応が見受けられる。</p>	
6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント) 保育所では、所内研修及び所外研修により職員の能力向上の機会を設けている。職員は意欲的に研修に参加して、保育の技術を学び質の向上に努めている。また、障がいを持つ子どもに思いやりを持つことや、子どもに当たり前に接して、特別視しないように努めている。外部の専門研修を受講して、声掛けのやさしい接し方などを学び保育所の内部研修で発表を行い、全員が共有している。職員の努力は、保育所の行事の応援で子どもや親と一緒に励ますことなど、自然な関りが感じられる。</p>	
7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 ■ 従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント) 福田保育所基本マニュアルには「全国保育士会倫理綱領」「保育士の心得」「保育所の守秘義務」について詳細にまとめている。保育士の心得では、身だしなみ、言葉づかい、公私の別に関して、20項目の内容を説明している。毎年4月に職員に説明して理解する機会を設けている。職員は「情報セキュリティポリシー及び知り得た情報の守秘義務に関する契約書」で16項目の内容を守るように書面で取り交わすなど適切な対応が見受けられる。</p>	
8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材育成方針が明文化されている。 ■ 職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 ■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。

<p>(評価コメント)職員は保育の内容について、「保育士期間自己評価」により業務内容を振り返り3段階の評価をしている。内容は、設定したねらいが達成できたか、保育所運営など保育全体、個人的なことなど13項目である。所長は内容により職員と面接を行い、課題を把握して改善に努めている。また、幹部職員は「業績評価書」により業務内容の課題について達成目標の状況をもとに成果を記入している。内容は人事考課の参考としている。</p>	
9	<p>事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。 	
<p>(評価コメント)職員の有給休暇はボードに記入しており、所長が確認し主任保育士が勤務の調整をしている。有給休暇は入所時20日であるが、夏季休暇が7日付与される。育児休業は3年取得可能だが1年で復帰するケースもある。子育て支援システムもあり、所長はシステムを活用するよう勧めている。職員の働きやすい環境づくりのために、適切な対応が見受けられる。</p>	
10	<p>職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。 	
<p>(評価コメント)研修は職員の育成のため計画的に行っている。所内研修予定では、4月の「保育課程に基づく保育の確認」の研修をはじめとして毎月実施している。外部研修は「気になる子どもの保護者支援」など年間14回の参加の機会を設けて職員が受講している。研修の内容は、所内で「研修報告勉強会」を行い全員が共有して保育の質の向上に努めている。また、噛みつきが多い子どもについて、職員が自主的に外部の研修で学び、内部の研修会で保育の方法を発表しており、積極的な対応が見られる。</p>	
11	<p>施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■ 法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 ■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。 	
<p>(評価コメント)マニュアルにより、虐待に関する対応、方法を全員が共有している。保育所生活の中で気になるケースや、近隣からの情報により注意を必要とする子どもがいた場合には、保育所での対応の他に、行政にも「要保護情報提供カード」で報告し、必要に応じて支援しながら適切な対応を行っている。</p>	
12	<p>個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■ 個人情報の利用目的を明示している。 ■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。 	
<p>(評価コメント)4月に行う研修で、個人情報の守秘義務について説明を行い全員が周知するようにしている。保護者とは、「洗濯、写真掲示について」4月に説明を行い保護者の承諾を得ている。保育体験学習やボランティアの受け入れの際にも「保育所の守秘義務」について承諾書を取り交わしている。利用者の「保育所児童保育要録」の作成と小学校への送付では、職員が保育所から持ち出さないように管理を徹底しており、情報の漏洩に注意する適切な対応が見受けられる。</p>	
13	<p>利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■ 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■ 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■ 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。 	
<p>(評価コメント)保護者には各クラスの前に「毎日のお知らせノート」が置かれ、保育所の活動の予定や連絡事項を知らせている。送迎の際に保護者が内容に目を通すことで、保育所の状況が毎日確認できる機会となっている。連絡帳には、保護者から子どもの体調など注意する点を記入している、保育所からは行事予定や個別面談の予定など知らせている。また、玄関に「何でもBOX」を設置して保護者からの意見を常時受け付けており、保護者の要望に応えられるように留意している。</p>	
14	<p>苦情又は意見を受け付ける仕組みがある</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■ 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■ 相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■ 保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。 	
<p>(評価コメント)苦情相談窓口は4月に担当者の写真入りで掲示しているが、保護者のアンケート結果では、知っていると答えた人が低い結果であった。今後保護者に理解できるように工夫することを期待する。地域からの相談事例があり、行政と「保育中、保育所外における児童の事故報告書」にまとめ報告して、保護者と話し合いながら改善に向けて適切に対応している。</p>	
15	<p>保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■ 保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■ 自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。 	
<p>(評価コメント)職員が年度当初に設定した自己目標を月末ごとに各自が振り返り、課題を翌月の保育に繋げるシステムを整備している。その他、全職員が職種別項目による自己評価を10月と3月に実施し、必要に応じて所長や主任保育士との面談による他者評価が行われ、職員一人ひとりの質の向上に努めている。年度末には、自己評価を基にした「保育所の自己評価」を行っている。第三者評価の結果は野田市のホームページを通して保護者や地域に公表している。</p>	

16	提供する保育の標準の実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的実施している。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
(評価コメント) 自然災害、不審者対応、感染症、怪我発生時の対応や役割、手順などをマニュアルとして作成し、全職員に配布及び保育室内に掲示し内容の周知を図っている。役割では、所長不在時でも速やかな対応が出来るような体制を整えている。その他、一日の流れや散歩時の対応、園庭遊びに関する事などを具体的に明記し、年度初めに職員間で共有している。保育士の姿勢については、「保育士倫理綱領」「保育士の心得」を基本に子どもへの関わりや保護者対応について共有し、職員間の連携に繋げている。		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
(評価コメント) 野田市のホームページや入所案内に入所に関する問い合わせや見学について案内し、見学マニュアルに沿って所長や主任保育士が対応している。保育の様子が見られる9時30分から11時・13時30分から16時を勧めたり、土曜日についてはいつもと違う保育体制であることを知らせながら、見学者の希望する時間帯に応じている。一年を通じた保育の様子がわかるよう玄関に写真を掲示しており、案内時には保育所の特色である「自然と触れ合う保育」「思いやりを育てる保育」「食育を取り入れる保育」「障害児保育の実施」を写真と共にわかりやすく伝えている。		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
(評価コメント) 4月入所児に対しては3月末に入所説明会を開催し、全体会と個別面談を実施している。全体会では、「入所のしおり」に沿って所長から保育理念、方針、保育目標や個人情報の取り扱いについて、主任保育士から保健や給食関係について説明している。その後の個別面談は新クラス担任が行い、食事、排せつ、睡眠、運動機能、既往症などについて個人面談記録に記載し、4月からの保育が速やかに実施出来るよう配慮している。各月の途中入所児については、個々に同様の対応を行っている。保育目標や方針の説明については、保護者アンケートで93%と高い回答を得、保護者への周知がされている。		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
(評価コメント) 保育課程は野田市の保育理念、保育方針、保育目標を基に作成し、年度末に全職員が参画して見直し次年度の年齢別指導計画に反映するよう努めている。当保育所がキーワードとして掲げている「自然と触れ合う保育」「思いやりを育てる保育」「食育を取り入れる保育」が、保育課程の特色ある保育の項目に明記されていないので、今後、保育課程に明記することが望ましい。		
20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
(評価コメント) 保育課程に基づき、各年齢ごとに子どもの生活や発達を見通した年間指導計画、月の指導計画(週案を兼ねる)を作成し、日々の保育を実践している。3歳未満児及び特別に配慮が必要な子どもは個別指導計画を作成し、毎月、振り返りを行い、子どもの姿から翌月の保育の目標や配慮を明確にしている。PDCAサイクルを実施した内容が翌月や翌週の実践に繋がるよう、月及び週の指導計画案の様式の見直しを図ることで、更なる保育の質の向上に期待する。		
21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 □子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 □好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。
(評価コメント) 3歳未満児保育は、クラス内の複数担当者の中から週ごとにリーダーを決め保育を実践している。担当者間の連携や共通理解は毎日のクラスミーティングで確認しあい、子どもたちが一日を安全、安心な環境の中で過ごせるよう配慮している。保育所全体では、「保育士は子どもの目線でじっくり話を聴く」を共通理解し、日々、子どもと関わっている。保護者アンケートからは、子どもが喜んで登所しているは100%の回答であった。年齢別保育室には、発達に合わせた絵本、パズル、ブロック、クレヨン、粘土などの遊具や教具を用意している。いつでも、子どもが目にしたたり自由に手に取ることが出来る置き方や配置、コーナー作りなどを保育環境づくりが望まれる。		

22	身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
(評価コメント) 里山公園、スポーツ公園の散歩は、四季折々の自然の移り変わりを見て感じる、木の実などの素材の採取や造形活動への活用、また地域の方と挨拶を交わす機会となっている。散歩先で釣ってきたザリガニの産卵を観察し図鑑で調べ、自然科学の教育に繋がっている。在所児の祖父母を招き一緒に遊ぶ、消防自動車見学、警察官との触れ合いの他、人形劇の観劇、日本古来の行事を知らせ集って楽しむなど、生活に変化や潤いを与え、体験を通して感性を育み人間関係の幅を広げている。		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
(評価コメント) けんかやトラブルは、子どもの心情や背景を配慮し経過を見守りながら、子どもと共に考え、時には心情を代弁しながら解決できるよう援助している。1歳児のかみつきが多く、その要因や環境、配慮などについてクラス担任だけでなく保育所全体の課題として全職員で研修を行った。そのことが子どもの心情への理解や保育士の決めつけた見方をしないことの意識に繋がっている。3歳以上児は意図的に各年齢1人ずつのグループを作り、異年齢での散歩や運動会、高齢者との交流の機会を設けている。		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
(評価コメント) 特別な配慮を必要とする子どもには、必要に応じて加配保育士を配置し、子どもの状態に応じて個別指導計画を作成している。保護者からの同意を得て、地域特別支援学校(体、聴覚、見え方支援)のそれぞれの専門家が来所し個別指導を受けている。その指導内容を担当者が記録し個別指導計画に活かすと共に、職員会議や報告ノートで情報の共有に努め、全職員が共通した対応ができるようにしている。保護者には日々の子どもの姿を送迎時にできるだけ口頭での情報交換を行い、共に育てる姿勢を伝えている。		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 □子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。
(評価コメント) 登所時、保護者からの伝達内容や子どもの健康状態をクラスの延長保育連絡ノートに記入し、担任保育士に口頭と合わせて伝達している。日中の子どもの状態の変化や様々な伝達内容をノートに記入し、夕方16時30分に全職員の引き継ぎミーティングで伝達すると共に、その内容を全職員の共有ノートに記録し、時間差で出勤する非常勤職員も確認する体制が整っている。延長保育は、18時に2歳児保育室に移動し合同保育を行う。お迎えが遅れる子どもも含め10人と少人数であり、穏やかな中で保育士と関わりながらお迎えが待てるように心がけている。今後、年齢を配慮し子どもが自主的に遊べる環境の整備を期待する。延長保育職員は年間1回、野田市主催の研修に参加する他、かみつきや朝の受け入れなどをテーマとし、所内研修を月1回行い質の向上を図っている。		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要録などが保育所から小学校へ送付している。
(評価コメント) 保護者には、日々の子どもの様子や活動内容を送迎時の会話や連絡帳を通して個別に知らせている。3歳以上児は、今日の活動やエピソードを各クラスが工夫し、保育室の出入りに置き伝達している。4月のクラス保護者懇談会では、保育所の理念、保育方針の説明後、これからのクラスの取り組みや子どもの姿などを伝え、保護者からの要望及び質問に答えている。保育参観、保育参加を年間各1回実施し、遊んでいる様子を見たり、親子で一緒に遊びが楽しめるようにしている。就学に向け小学校の3校と交流を持ち、学校見学や1年生との交流を行い、1校からは1年生が来所し一緒に遊ぶなどの交流を図っている。保育所児童保育要録の送付については、5月の保育参観で年長の保護者に口頭で説明し、同意を得て小学校に送付している。		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
(評価コメント) 野田市の保健計画に基づき健康チェック、発育測定、内科健診、歯科健診、尿検査などを実施している。看護師は朝、各クラスの子どもの健康状態を把握し異常の発見に努めている。日中の体調変化や異常がある場合は、適切な対応を行うと共に全体ノートに記録し、職員への情報提供を行い保育活動の配慮に役立っている。虐待の早期発見や未然防止のため、年間1回の研修に保育士が参加し職員会議で報告を行う。常時、看護師が個々の健康チェックを行う中で、不適切な兆候が見られた場合や担任の気づきを看護師が確認し所長に報告する。必要に応じて専門機関と連携を取りながら継続観察を行うことを全職員に周知する。		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
(評価コメント) 保育中に体調不良や怪我が発生した場合は、看護師の観察後安静の確保や医師受診の判断を所長と相談して行う体制が整っている。毎朝、夕に健康チェック(欠席チェックも含め)を行い記録している。健康チェックは、看護師と主任保育士が確認する中で、全体の子どもの健康状態の把握を行う。感染症が発生した場合はサーベイランスに記入し、保育課や保健所と連携し感染拡大の防止に努めている。保育所の看護師グループが作成した「施設における感染症マニュアル」に基づいて、4月と11月の2回感染症に関する所内研修を実施し、その中で嘔吐処理のDVDの視聴後演習を行い、発生時対応に役立っている。また、感染症発生時には「お知らせカード」を全クラスに掲示し、保護者に嘔吐物を渡す際には、写真入りで消毒の仕方の説明文を口頭と合わせて渡し、二次感染防止に努めている。乳幼児突然死症候群の発生予防と対策では、看護師が自主研修で受けた内容を全職員に報告している。睡眠時チェックは0歳児は5分毎、1・2歳児は10分毎に行い、子どもの近くで確認すること、うつぶせ寝は上向きに直すことを職員に徹底している。		

29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤食防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント) 野田市が作成した食育計画を基本に保育所独自の活動計画を作成し、「おいしく たのしく食べよう」の基本目標に向け、食事のマナーを身につける、栽培、収穫、クッキングなどの実践をしている。また、年間通した活動実績、目標に対する評価、今後の課題などを年度末に保育課に提出し、食育の向上に繋げている。栽培、収穫、クッキングなどの様子は写真で掲示し、保護者に知らせている。活動内容の記録をとりその実践ごとに、反省評価を行い次の計画に活かしている。給食調理は調理員3人で行い、子どもの状態により急な対応が必要な場合にも、おかゆや刻み食などできる範囲できめ細かな対応を行っている。アレルギー食は食物アレルギー確認票を基に、除去食品、代替え食などのチェックを行い調理員が交代で調理している。また、担任保育士との受け渡しの際にもマニュアルに沿って、内容確認、時間などのチェックを行い誤食防止に努めている。野田市主催の研修に、調理員と保育士各1名が参加し、献立の反省、食育状況の報告や振り返り、情報交換などを行い、食育の向上に活かしている。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント) 保育室の湿度、温度を担当が1日に3回測定し、日誌に記入している。衛生管理は看護師が消毒の方法として、消毒場所の担当、薬品の使用場所、感染症発生時の消毒薬の希釈などを表にして作成している。クラス担任、昼出勤職員、延長保育職員に役割分担し、保育所の全体の取り組みとして毎日消毒を行い衛生管理の徹底を図っている。玩具の消毒は、0歳児～2歳児まで1日1回水またはアルコールで拭き、3歳以上児は毎日天日干しを行い、布製の玩具は土曜日に洗濯するなど衛生に配慮している。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント) 事故発生時の対応マニュアルを整備し、職員全員で周知している。事故発生時には、事故原因の検証と改善に向けた取り組みで再発防止に繋げている。また事故を未然に防ぐ取り組みとしてヒヤリハットを活用している。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント) 地震、火災など非常災害に備えて「避難訓練年間計画」を作成して、非常時に備えた職員の意識を高めている。計画に基づいた避難訓練を月一回行う他、消防署立会い訓練や消火訓練、消防自動車の見学など、子どもの安全を確保するために適切な対応が図られている。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント) 地域交流の取り組みとして園庭開放を行っている。パンフレットに計画内容を分かりやすく記載している。発育測定や育児の悩み相談にも応じている。行政の「福祉講演会」を担当し子育てに関する冊子を配布する他、「保育所紹介」の展示に作品を出品するなど、地域との緊密な関係作りに努めている。</p>		